

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「日本の会社を元気にする一番の力へ。」を経営の基本理念とし、「皆様のNo.1ビジネスパートナー “セキュリティ&ソリューション。最先端の情報活用で企業成長を支援。”」を経営ビジョンとしております。当社は、この経営の基本理念及び経営ビジョンに従い、株主の皆様・取引先・地域社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して、社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としておりますが、この経営目標達成のため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置付け、強化に努めております。また、当社は、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進することにより、会社経営の健全性の確保を図り、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
辰巳 崇之	260,000	16.64
株式会社アイ・イーグループ	158,700	10.15
No.1従業員持株会	130,850	8.37
株式会社インフォサービス	111,600	7.14
株式会社クレディセゾン	90,000	5.76
奥脇 治	66,440	4.25
久松 千尋	37,500	2.40
株式会社SBI証券	36,700	2.35
NTTファイナンス株式会社	30,000	1.92
中桐 基雄	20,600	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記大株主の状況に関する注記

平成30年2月28日付の株主名簿に基づき、記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉崎 浩一郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉崎 浩一郎	○	該当事項はありません。	長年にわたる会社経営並びに投資ファンド等における中堅企業、成長企業に対する豊富なアドバイス経験を有しているため、様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため選任しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、十分な独立性を確保できると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査機能としては、社長直轄の独立部門として内部監査室(人員2名)を設置しており、監査計画に基づき、社内の各部門の業務運営状況を専任者が定期的に監査しております。また、内部監査室は会計監査人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は3名(うち、社外監査役2名)の監査体制であります。常勤監査役は、取締役会をはじめ経営会議その他の重要会議に出席し、業務執行に関する適切な監査や助言を行い、経営の質的向上と健全性確保に努めております。また、非常勤監査役を含めて、経営活動全般にわたり独立した立場からの客観的な監査や助言が実現されるよう図っております。監査役は定期的に経営企画室と会議を行い、活動状況の報告を受け、その活動について助言を行い、必要に応じて調査を求めています。また、会計監査人とは必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹内 朗	弁護士													
紙野 愛健	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 朗	○	該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験、知識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。また、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。
紙野 愛健	○	該当事項はありません。	公認会計士としての豊富な経験、知識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。また、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値及び業績向上に対する意欲並びに士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しており、事業成長の貢献度を勘案のうえ、付与数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	更新	社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員、その他
-----------------	----	---------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、従業員及び外部協力者に対し、企業価値及び業績向上に対する意欲並びに士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の取締役は存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。取締役の報酬は、総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で決定する旨を定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部および内部監査室で行っております。取締役会付議事項につきましては、社外取締役及び社外監査役に対して資料を事前に配布しており、必要に応じて事前説明をしております。また、社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査等につき適宜状況報告し、サポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

取締役会は、取締役4名(社外取締役1名を含む)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

会社法及び定款で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関として、原則として毎月1回開催しております。また、取締役及び事業責任者で構成された経営会議を取締役会の日程に合わせて実施しております。経営会議においては事業・営業に関する重要事項の報告と活発な論議を通じ、意思疎通及び情報共有を図っております。

・監査役会

監査役は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を監査しております。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧等を通じて経営全般に関する幅広い検討を行うとともに、毎月開催される監査役会において情報を共有し実効性の高い監査を効率的に実施するよう努めております。

・会計監査人

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、臨時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

・内部監査

内部監査は、社長直轄の独立部門として「内部監査室」(人員2名)を設置しており、監査計画に基づき、社内各部門の業務運営状況を専任者

が定期的に監査しております。また、内部監査室は会計監査人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。
・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名及び社外監査役2名は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条1項に定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められているのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の原因について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立役員である社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。社外取締役には、豊富なアドバイザー経験を活かし、独立的な立場から当社の経営に様々な見解や助言等により、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保する役割を担っていただけるものと考えております。社外監査役には、弁護士や公認会計士として、各々の専門知識や経験等を活かして客観的かつ中立の立場で当社取締役の職務の執行に対して適性に監査する役割を担っていただけるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、法定期日より早いタイミングでの発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は2月末日であり、定時株主総会は5月に開催しております。よって、集中日は回避できていると認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と考えております。
その他	該当事項はありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.number-1.co.jp/ir/policy	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	積極的な開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題として認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	自社のコーポレートサイトに、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料などを掲載しております。 https://www.number-1.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部で所管します。	
その他	該当事項はありません。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.number-1.co.jp/ir/policy
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動の一環として、地域の支援機関からの支援とともに東京都のオーダーメイド型障害者雇用サポート事業を活用し、障がい者雇用を実施しております。また、知的障がい者が製作した、メモ帳やフラワーギフトの購入や販売を通じて、障がい者支援を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主に対し、IR活動や株主総会を通じて、適時かつ公平な情報の開示に努め、当社の事業活動に対する理解と信頼を得ることとしており、その他のステークホルダーに対しても同様の姿勢で取り組んでおります。
その他	該当事項はありません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議いたしました。その概要は下記の通りであります。

ア. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 当社取締役会は、経営リスクのマネジメントを行い、全社的な内部統制システムの整備の推進及び緊急時(重大なコンプライアンス違反、甚大な被害が生じた災害等)の危機対応を行います。なお、これらの事項を決議する当社取締役会には、当社の顧問弁護士等の社外の専門家の出席を要請し、決議内容の公正性を担保するものとします。

(イ) 当社は、全社的な内部統制システムの整備、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等に関する専任の担当取締役を設置します。当該担当取締役は、その実働組織として、全社的リスクのマネジメントを行う「リスク管理委員会」を設置し、その統括を行います。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べるすることができます。

(ウ) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため、「株式会社No.1行動基準」の周知徹底を図ります。

(エ) 内部通報制度に基づき、相談窓口を設置し、迅速な対応を実施します。

(オ) 当社代表取締役社長が内部監査室を直轄します。内部監査室は当社の内部監査を実施・統括し、当社代表取締役社長に内部監査の結果について適宜報告します。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を図ります。取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書等を閲覧できるものとします。

ウ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社取締役会は、取締役等の職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき、取締役等に業務の執行を行わせます。

(イ) また、以下のグループ経営管理システムを用いて、当社グループの取締役の職務の執行の効率化を図ります。

(a) 当社取締役会により当社グループの経営計画を策定し、これに基づく事業部門ごとの業績目標及び予算の設定(管理会計)を行い、取締役ごとの業績目標を明確にします。

(b) 当社グループの取締役は、毎月開催する当社取締役会において、業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等を報告することにより、業務執行状況の管理、監督を受けます。

(c) 当社取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。

エ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(ア) 当社グループの適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。

(イ) 当社グループの財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社グループの評価・改善結果は、定期的に当社取締役会に報告します。

オ. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告します。

(イ) 内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門、法務部門を担当する取締役は定期的に、担当部門の業務状況について監査役に報告しなければならないものとします。なお、当該報告は当社取締役会の中で実施されることを妨げません。

(ウ) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとします。

(エ) 当社グループは、内部通報制度を整備し、通報をしたことによる不利な取扱いを受けないことを明記します。

カ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。

(イ) 当社監査役は、当社内部監査部門が実施する内部監査にかかる年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について、適宜、報告を受けるものとします。

(ウ) 当社監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持つ等緊密な連携を保つとともに、会計監査人の監査計画については事前に報告を受けるものとします。

(エ) 当社代表取締役社長(必要に応じて、他の取締役)と監査役との定期的な意見交換を実施します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを定めており、その排除・防止体制として、「反社会的勢力への対応に関する規則」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」を、整備・実施しております。

取引にあたっては、新聞記事検索サービスの「日経テレコン」やWeb等を用いて情報収集を行い、調査を行っております。また、事前にアプローチ予定リストについても同様の調査を行いリストから除外しております。継続取引については、定期的取引先の調査を行っております。なお、取引先との間で締結する契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

役員、及び全従業員、株主については、反社チェックを行っております。また、経歴書を確認した上で、必要に応じて調査会社を通じた調査も実施いたします。

また、所轄警察署の相談窓口や公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との関係を強化し、反社会的勢力との関係の排除の徹底を図っております。

万一、問題が発生した場合には、必要に応じて弁護士等の外部専門家や警察に相談するとともに、取締役会を機動的に開催し、適切な処置をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

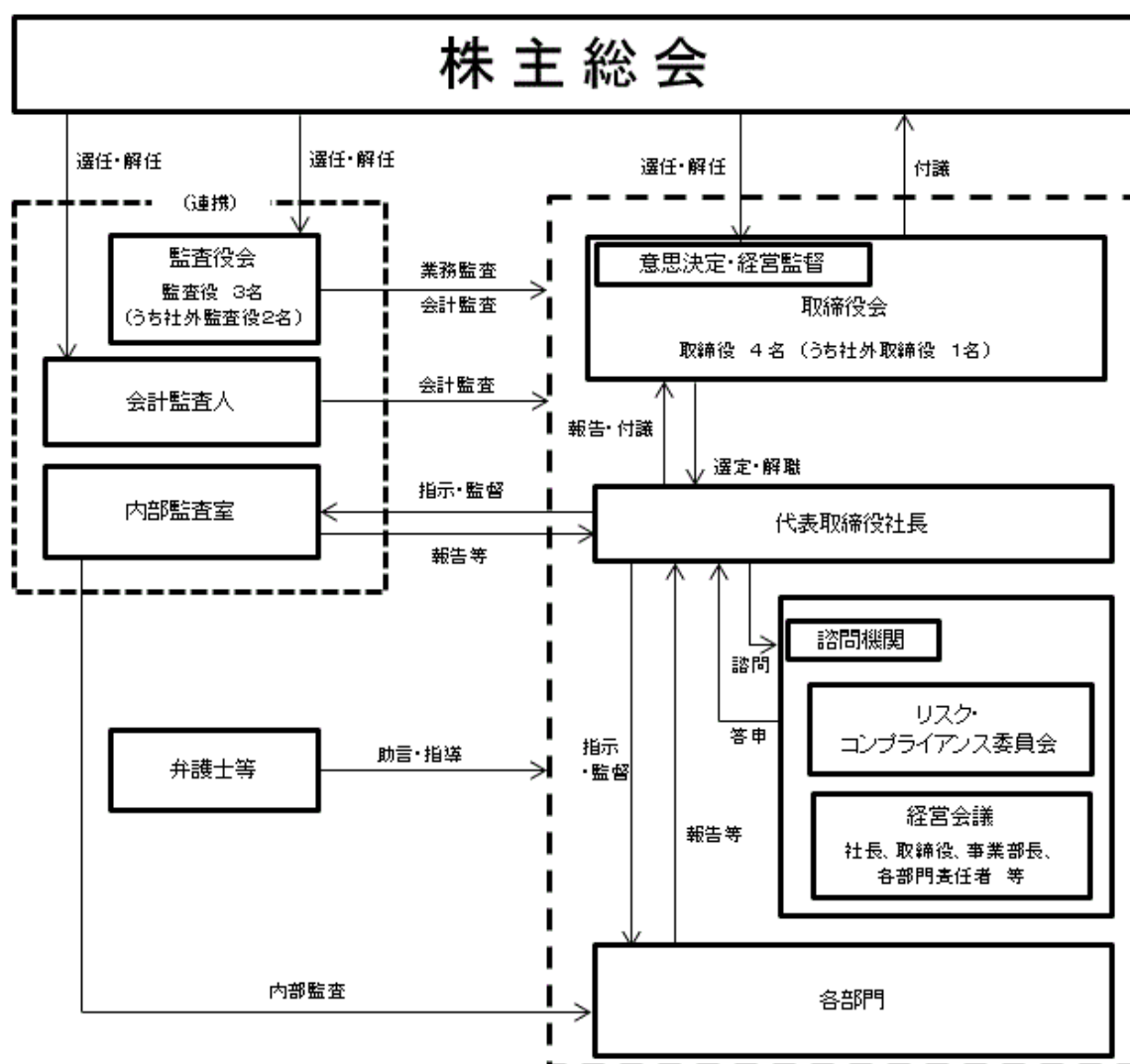
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

